

栃木県スキー連盟組織・運営検討委員会要項

(基準)

- 1 この要項は、本連盟規約第 35 条に基づき、本連盟組織・運営検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 2 本連盟規約第 5 条で定める本連盟の構成を見直しするとともに、既加盟小規模所属団体の維持問題及び新規団体の加盟促進ならびに本連盟の健全な運営について検討し、本連盟組織の拡充、発展の寄与することを目的とする。

(構成)

- 3 委員会は、各所属団体の代表者及び本連盟理事若干名で構成し、本連盟会長が委嘱する。

(委員長)

- 4 委員長は、委員の互選により定める。

(1) 委員長は、委員会の議長となり、委員会の検討事項を本連盟会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

- 5 委員の任期は、評議員並びに本連盟の役員の任期とする。ただし再任を妨げない。

(委員の任務)

- 6 委員は、現状における既所属団体及び未加盟市町、職域団体などの実情を把握するとともに、小規模団体でも容易に加盟して維持できる制度ならびに本連盟の改善を図り、本連盟の拡充発展について検討するものとする。

(会議)

- 7 委員会は、必要のつど本連盟会長が招集する。

(1) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(2) 委員は、代理出席をすることができる。

(庶務)

- 8 委員会の庶務は、総務本部において処理する。

(要項の改廃)

- 9 この要項の改廃は、理事会の議決による。

(施行)

- 10 この要項は、昭和 63 年 11 月 12 日から施行する。

平成 4 年 6 月 27 日一部改正

平成 18 年 7 月 29 日一部改正

平成 22 年 10 月 23 日一部改正